織田信長の越前再征

―殲滅・殺戮を考える―

竹

間

芳

明

は じ め に

なった^② 将分十三人、其外城中二籠候者、一人も不残悉討果申」という結末と 津城攻撃がある。本能寺の変直前に魚津城は陥落するが、信長は現 下し、徹底した大量殺戮が実行された。しかしながら、多くの論者 地の部将に対して、殲滅指令を二度に渡り下している。そして「大 反抗・敵対した勢力に対して行われている。その典型例として、魚 前再征時に限ったものではなく、例外はあるものの基本的には対抗 が指摘するように、織田軍による殺戮は、 天正三年(一五七五)八月の越前再征で織田信長は一揆殲滅指令を 前年の長島一揆攻撃や越

紀氏は、「根切」に至る経緯、背景を詳細に検討し、「根切」は、 信長の大量殺戮について長島の 「根切」 に焦点をしぼった播磨良 赦

> 後の成敗であったことを指摘している。その上で、延暦寺・越前 免をしたにもかかわらず、信長を攻撃し続けた長島一揆に対する最

いてなど、さらなる検討の必要性を提起された。 揆とよく似た状況にあった雑賀惣国に対する信長の対応の違いにつ

揆でも行われた大量殺戮との共通性や相違点について、また長島

滅対象とされていても、 その結果は赦免されており、 用ニ、様子明智可被相談事簡要候」と「根切」対象とされていたが 本願寺も天正二年(一五七四)八月時点では、「大坂根切之覚悟専 明確な差異が確認される。 長島一揆とは異なる。このように、殲

必用があると考える。そこで、小稿では他の事例との比較もふくめ でない。したがって、 経緯・背景は、長島一揆への 願寺政権は、長島一揆とほぼ同様な末路をたどった。しかし、その 一方、信長の越前再征時の殲滅・殺戮により、越前一揆・越前本 播磨氏の問題提起を踏まえ、個別に精査する 「根切」と全く同じだったというわけ

越前再征時の殲滅・殺戮の検討を行いたい

| 朝倉氏滅亡時の殺戮

当たっていた南二郡(能美郡・江沼郡)の一揆なのだろうか。といっていた南二郡(能美郡・江沼郡)の一揆の中で対織田戦にあるが、当時朝倉氏と同盟関係にあった加賀一揆の中で対織田戦に限なく殺害させたことが記されている。この一揆共の詳細は不明で限なく殺害させたことが記されている。この一揆共を小姓に命じて際記』(巻六)には義景追撃の際に、信長が山中への探索を諸卒にさ記』(巻六)には義景追撃の際に、信長が山中への探索を諸卒にさい、当たっていた南二郡(能美郡・江沼郡)の一揆なのだろうか。

は、加賀一揆ではないと判断される。 は、加賀一揆ではないと判断される。 は、加賀一揆ではないと判断される。 は、加賀一揆ではないと判断される。 は、加賀一揆ではないと判断される。 は、加賀一揆ではないと判断される。

夫氏は、『信長公記』(巻五)の記述から、既に元亀三年(一五七二)に指令した山中への探索にあると考える。これに関わり、辻川達一揆共が加賀南二郡一揆でないとすると、手がかりは信長が諸卒

指摘された。 指摘された。 指摘された。

記されている。
記されている。
記されている。
記されている。
記されている。
ご問題の
記されている。
草野谷を
を
だしていた。
この時、
近里近郷の
百姓等が大吉寺に登り
としての
機能を有し
有していた
で
で
で
で
要
するのは
の
は
で
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方
方<

大吉寺は浅井方として攻撃対象にされ、そこにいた者達が殺害されたのである。『信長公記』の記述のように一揆勢が大吉寺と連合して籠もっていた可能性は否定できないが、数多切捨てられた僧俗の中に麓を追われた近隣の避難民が含まれていたことを見逃せない。規模こそ越前再征時の殺戮とは異なるものの、麓を焼かれ避難い。規模こそ越前再征時の殺戮とは異なるものの、麓を焼かれ避難い。規模こそ越前再征時の殺戮とは異なるものの、麓を焼かれ避難い。規模こそ越前再征時の殺戮とは異なるもの、麓を焼かれ避難をはいた住民が殺戮対象となったのである。攻撃で敵対する山上のもに避難した者は辻川氏の指摘のように悉く一揆とみなされたのである。

で、「朝倉始末記」では、信長が府中に着陣する前に、「足軽大将羽揆共は、山中に逃れたことで一揆とみなされた蓋然性が高い。一方大吉寺攻撃の事例から、朝倉義景追撃時に際限なく殺害された一

いがなかったと記している。放火・乱暴狼藉・殺戮が全く行われず噂に違い、暴虐非道な振る舞放火・乱暴狼藉・殺戮が全く行われず噂に違い、暴虐非道な振る舞ぶ、里民一人ニテモ不誅、誠ニ、聞シニ替テ有道ナリケリ」とあり、柴・柴田三千余騎、馬ヲ静テ馳来ガ、近辺ノ在家一間ニテモ放火セ

書状で、 景固が嫡男を通じて「国中ニ御敵一人モ無御座候、 様ニ候」 国中放火候事、 可被成御進発」と注進をしたとの同書の内容や、 この異なった対応の理由について、 「苻中二陳居候処二、義景明一乗、 (傍線筆者) と書かれていることから、紐解くことができ 今日先勢差越、 義景楯籠所之及行候、 信長に降った朝倉氏旧 大野郡引退候条、 先の上杉謙信宛 急ギ先ヅ府中表 大略可討果模 彼谷初 臣魚 住

滅戦と同様に、 状で、「去廿日義景落所へ先手之者共押詰」と、先勢が義景を追 する可能性があった場所には、 て殺戮対象になったと考えられるのである 詰めたと記しており、この間に、非征圧地域での探索で、 れたことを示唆する。 殺戮を免れたが、それ以外の地域は放火され、 府中は既に敵がいなく征圧されていたので、 戦禍を逃れ山中に避難した住民が捕らわれ一揆とし 信長の嫡男信重 先勢が送られ捕縛・殺戮指令が下さ (信忠) ŧ, 特に朝倉義景が潜伏 信長進駐時に放火・ 八月二三日付書 大吉寺殲

あるかは問題ではなく、敵将追撃時に潜伏先と思われた山中に逃れされたことによるものであろう。信長にとって、実際に一揆構成員で地域特に敵将一行の探索が困難な山中への避難が、敵対行為とみなこのように、朝倉氏滅亡時の住民に対する殺戮の背景は、非征圧

たこと自体が敵対行為となり、一揆共として一括りにされたのだった。

一揆蜂起と本願寺政権の成立

長俊を攻撃し殺害したことである。
任ぜられた前波長俊の専横に反発した富田長繁等国中の諸侍共が、一月に「国中ノ一揆」が蜂起する。発端は、信長から越前守護代に一月に「国中ノ一揆」が蜂起する。発端は、信長から越前守護代にが、天正二年(一五八四)越前征圧後、信長は、服属した朝倉氏旧臣を登用し越前支配に当

ケル由、 り戻し、富田長繁が信長のもとに参上し、国衆は皆人質を差し出し 続いて二月一八日には、「越前ハ無事罷成、 畢、 ヲ償テ、越前ノ守護職ノ一行朱印ヲ取リ、 たとの情報がもたらされた。「朝倉始末記」にも、「内々信長殿ノ前 国衆悉以人替出、相しつまり候、 する謀反ではないとの報告がなされたという情報が伝わっている。 より信長注進云々」と越前の国衆が桂田長俊を倒したが、信長に対 同月二七日に興福寺大乗院尋憲にも、「越前国 余恣之儀有之間、 風聞ス」との記述がされている。 腹切スル也、 可被心安由申」と越前は平穏を取 更信長へ対シテ非別心由、 舎弟ヲ人質ニ岐阜へ遣 飛田信長へ礼ニ罷出 「衆稿田S 播馬守腹切

長俊打倒であり信長に背く意思はなかったことは確かであろう。のあっけない滅亡を目の当たりにした長繁の本心は、あくまで桂田しかし、朝倉義景から離反し信長に降り、織田勢の猛攻による義景これらの内容は、伝聞の域を超えておらず、真偽の程は不明である。

然と信長に敵対したのだった。朝倉景健の仲介で、三人衆は美濃に逃れている。まさに、一揆は公殿御内三人衆ノ楯籠ル館へ推寄、攻ケル」事態になり、朝倉氏旧臣との間に、長繁の意思とは関係なく、一揆勢が「北庄ノ奉行信長

政権が成立する。 ・だっ一揆勢は、信長に恭順する長繁との対決姿勢を鮮明にし二月下で一揆勢は、信長に恭順する長繁との対決姿勢を鮮明にし二月での撃している。このように、一揆は信長との敵対姿勢を一層強めていったのだった。また、同月に本願寺から一揆の総大将として下間いったのだった。また、同月に本願寺から一揆の総大将として下間が派遣され、その後一揆勢は越前嶺北部を征圧し、越前本願寺域で一揆勢は、信息の、大将として来越した本願寺坊官七里頼周の指揮をがて、加賀から大将として来越した本願寺坊官七里頼周の指揮

本願寺坊官下間正秀は六月二九日付興敬寺宛の書状で、本願寺の本願寺坊官下間正秀は六月二九日付興敬寺宛の書状で、本願寺の本願寺坊官下間正秀は六月二九日付興敬寺宛の書状で、本願寺の取取られたことを意味していた。

前で一揆勢が侮れない軍事力を持つと認識していたうえで指令がな味を帯びており、危機感を抱いていたことを窺わせる。奪われた越長島一揆・武田氏と連携し、美濃に侵攻することが、かなりの現実信長は高天神城救援に際し、西美濃の根尾氏・徳山氏に対して、「越信長は高天神城救援に際し、西美濃の根尾氏・徳山氏に対して、「越

されたとみなせよう。

長島一揆・越前一揆の牽制が少なからず影響し、結果的に高天神根が、信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行さという、長島との相違点にも留意せねばならない。すなわち、奪回という、長島との相違点にも留意せねばならない。すなわち、奪回という、長島との相違点にも留意せねばならない。すなわち、奪回という、長島一揆・越前一揆の牽制が少なからず影響し、結果的に高天神れた。信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行された。信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行された。信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行された。信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前一揆・越前一揆の牽制が少なからず影響し、結果的に高天神れた。信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行された。信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行された。信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行された。信長は、徳川家康に岩村城奪還は、越前再征の三ヵ月後に遂行された。

外籠城者共不残刎首、近来之散鬱憤候、就岩村城落居、書中披見珍重候、秋山事引寄、今日掛磔候、其

あ る^② だった。加えて長島とは異なり信長は、 憤を散じたと述べている。 (a) 願寺政権と岩村城兵を殲滅させるという強い意思をもっていたので か否かに関わらず、 を攻撃して残党は全て焼き殺したと記している。 承諾した後に、秋山等城将三名を捕らえ岐阜に連行し磔刑にし、 と城将秋山信友を岐阜で磔刑に処し城兵を殲滅して、 領国や城の奪回に当たり、 『信長公記』(巻八)でも、 当初から越前 殲滅戦を敢行したの 相手が一揆である ちかごろの鬱 降伏の申出を 一揆・越前本 城

三 越前再征時の赦免と成敗

天正二年(一五七四)九月の長島陥落、翌三年(一五七五)五月の

揆以外の軍事支援を望むことは不可能であった。点で、越前一揆・越前本願寺政権は、有力な同盟者を失い、加賀一長篠合戦大勝利で、信長は越前再征に本格的に取りかかる。この時

である三ヵ条目と比べてみよう。
の外的に赦免に関わる内容が記されている。そこで、成敗の典型例例外的に赦免に関わる内容が記されている。同書状の七ヵ条目には、勝宛書状で、その内容を詳細に伝えている。同書状の七ヵ条目には、一八日以後も、一揆の残党掃討は続けられ、信長は二二日付村井貞中人の「五日に織田勢の攻撃が開始される。翌日迄に「一国平均二である三ヵ条目と比べてみよう。

[三ヵ条目

一、生害させ候、彼等被官金子兄弟以下首をはね候、一、朝倉孫三郎風尾要害楯籠、色々雖令懇望候不赦免、昨日廿

明倉氏旧臣朝倉景健が風尾に楯籠もり、降伏を申出て赦免を乞うてきたが認めず殺害し、その家来金子兄弟以下の首を刎ねている。 「福麗」、これを持参して赦免を嘆願したが、信長に赦されず殺害された。それを見た家来の金子新丞父子・山内源右衛門三名が追腹を切ったとする。しかし、同書状六ヵ条目で、下間頼照について「此を切ったとする。しかし、同書状六ヵ条目で、下間頼照について「此を切ったとする。しかし、同書状六ヵ条目で、下間頼照について「此を切ったとする。しかし、同書状六ヵ条目で、下間頼照について「此を切ったとする。しかし、同書状六ヵ条目で、下間頼照について「此を切ったとする。しかし、同書状六ヵ条目で、下間頼照について「此を切ったとする。しかし、同書状六ヵ条目で、下間頼照について「此を切ったとする。しかし、同書状六ヵ条目で、下間頼照について「此を切ったとする。一揆掃討・殲滅戦が進行に、計算に、関係に横籠もり、降伏を申出て赦免を乞うてきたが認めず殺害し、その家来金子兄弟以下の首を刎ねている。

るが、いずれにせよ、赦免されなかったことは確かである。する中で情報が錯綜し、作者太田牛一が錯誤をおかした可能性があ

黒印状を発給されていた。 可抽忠節之由、尤神妙候、依忠節知行方如望可宛行之状如件」との可抽忠節之由、尤神妙候、依忠節知行方如望可宛行之状如件」との明倉景健は、前年の天正二年(一五七四)七月二〇日に高田専修

り、彼等を無事に美濃に脱出させている。一揆勢が信長配下の北庄三人衆を攻撃した際には、景健が仲人となすることを約束していたのである。しかも、二節で触れたように、一揆蜂起以来、二人とも一揆に加担したが、織田方の調略で内応

寝返り、一揆勢を攻撃したという。 織田勢の攻撃が開始された八月一五日には、真っ先に堀江一族等が知されず、対織田戦の重要防禦陣地である杉津口に配備されていた。一方、堀江景忠は、越前本願寺政権の首脳部に信長への内応を察

長配下の部将となっている。 長配下の部将となっている。

り明確な差異があったとはいえない。これに関連し、信長に敵対ししかし、それまでの朝倉景健と堀江景忠の動向は、ほぼ同じであ

ているのである。

でいるのである。

だは、信長に敵対する一揆に加担したが生き延び、信長の家臣となった。

ない、信長に敵対する一揆に加担したが生き延び、信長の配下にあた。、その後反逆したことが知られる。日禰野兄弟も、椒免された理由はに、たの後反逆したことが知られる。日禰野兄弟も、赦免された理由は様に、信長に敵対する一揆に加担したが、長島陥落後に降り信長配下の部様に、信長に敵対する一揆に加担したが、長島陥落後に降り信長配下の部様に、信長に敵対する一揆に加担したが生き延び、信長の家臣となっているのである。

とはいえないのである。としない。赦免と成敗の判断基準は、必ずしも明確なものであったとしない。赦免と成敗の判断基準は、必ずしも明確なものであった日禰野兄弟と対比しても、朝倉景健を赦免しなかった理由は判然

さて、越前に来援していた本願寺政権の有力部将若林長門についさて、越前に来援していたのだった。では、他の来援者には、可書候へ共、それの名ニまきれ候て、如何之間不書候、定くせものにて候間、不可有隠候」と本人確認の徹底を図っている。一揆・のにて候間、不可有隠候」と本人確認の徹底を図っている。一揆・のにて候間、不可有隠候」と本人確認の徹底を図っている。一揆・のような対応をしたのだろうか。

[七ヵ条目]

罷出之由申候間、 以連署種々令懇望、 是又相済候、 一、加賀事、 二郡 (河北・ 口二郡悉敗北歟、河北・石川両郡之者共、 能登·越中事不及申、 石川) 申所無相違者、 自大坂下置候もの共悉生害させ、 の者共十余人が赦しを乞い、本願寺上 可相免之由申、 賀州相済候間、 遣朱印候間 是又同前候 為忠節可 十余人

印状を与えたとしている。てきた。そこで信長は、申すことに偽りがなければ赦免する旨の朱使を全て殺害したうえで、忠節をつくすために参上したいと申し出

服地の加賀だけでなく領国だった越前の侍も服属を認められている には賀越両国の諸侍が、帰参の礼に信長のもとを訪れており、 者・降伏者には寛大さを示したともみなしうる。ただ、九月一四日 るために、赦免対象にしたのだろうか。すなわち、未征服地の内応 勢し敵対していたとしても降伏する場合は、侵攻作戦を優位に進め は、北二郡一揆勢が織田勢に攻撃をしかけ撃退されている。 まり、それも完全に屈服させたわけではない。日を経ずして九月に たと述べているが、実際は南二郡(能美・江沼)を征圧したにとど を赦す意思があったことを示している。 次なる征服目標だった加賀の者に対しては、たとえ越前一 揆・本願寺政権の支配層の殺害を条件に、 信長は加賀全域をを平定し 加賀北二郡 揆に加 揆 の者

次にこの基本姿勢について考えたい。の基本姿勢が、同書状八ヵ条目と九ヵ条目に具体的に記されている。確ではないことを確認したが、越前支配を再構築するにあたり信長三ヵ条目と七ヵ条目から、赦免・成敗の判断基準が、必ずしも明

判然としない。

ように恣意的な対応がなされていたのだった。

を赦さず成敗し、その外の帰参した越前の侍を赦免した判断基準は

一揆に対する苛酷な殲滅指令を下した一方で、この

のである。彼等の帰参許可理由も不明である。ここでも、

朝倉景健

四 再征時の基本姿勢

[八ヵ条目]

さる様二可申付候、然間、いまた五十日も卅日も可逗留行候、今度者隙入かたも無之候間、ゆる~~と令逗留、ふしおきのせ一、当国事、去々年者大谷二浅井相残候間、爰元事急打帰候つる、

[九ヵ条目]

令分別候、可成其意候、逗留候、東国・西国何之口成共、少も敵蜂起事も候者、可出馬同前候間、隙入事無之候へ共、国之成敗其外之儀、慥為可申付(前略)くれ~〜此国ニハ敵一人も無之候、加賀・能登・越中

すれば、出馬を指令し倒す決意を伝えている。く存在せず、今後、東国・西国のどこであろうと敵対する者が蜂起配体制の再構築を行うとしている。そのうえで、越前国内で敵は全配離しており、二度と反抗する者が出ないように時間をかけて支

勢を示していることが知られる。るが、自分に反抗・敵対する者は、絶対に容赦しないという基本姿るが、自分に反抗・敵対する者は、絶対に容赦しないという基本姿征圧地域(加賀・能登・越中)については多分に誇張を含んでい

られた。しかし、同時に橘屋に対し、「左候共大坂門徒之衆ハ不可時に「国令退出」、「能州へ被立退」という行動により、還住を認めところで、本願寺門徒である木田庄橘屋とその一族は、一揆蜂起

赦さないという通達がなされている。 (%) 有許容候」と一揆の中心とみなされた本願寺門徒は成敗対象として

い状況下で、本願寺門徒とみなされ成敗対象にされることとなる。の、結果として本願寺とは無関係であるとができなり処罰を回避できたと指摘する。しかし、一揆蜂起時に国外に退去すをしえなくなり、結果として本願寺とは無関係であるとの証明とな金龍静氏は、橘屋は現地を退くことで、本願寺・末寺に出仕勤役

末とみなされ敵対行為とされたのである。まさに織田勢の攻撃時に居住地に残っていたこと自体が、本願寺門起時以降、他国に逃れていたか否かが判別基準とされたのだった。本願寺坊官・大坊主配下の門末と非門徒が混在する中で、一揆蜂

除制札発給を依頼するために奔走することになる。 除制札発給を依頼するために奔走することになる。。 除制札発給を依頼するために奔走することになる。。 除制札発給を依頼するために奔走することになる。。 除制札発給を依頼するために奔走することになる。。 除制札発給を依頼するために奔走することになる。。 除制札発給を依頼するために奔走することになる。。 除制札発給を依頼するために奔走することになる。。

男女の区別なく斬捨てるように命令が下されたと記されている。ものも取りあえず右往左往に山々に逃げ上ったので、山林を探索し山狩指令については、『信長公記』(巻八)でも、一揆残党が取る

認される。この時も、のだった。これは、天正九年(一五八一)九月の伊賀平定戦でも確のだった。これは、天正九年(一五八一)九月の伊賀平定戦でも確一揆構成員であるとされ、男女の区別なく成敗・殺戮対象になったといだすことができよう。山に逃れたこと自体が、本願寺門徒=ここで、一節で検討した大吉寺殲滅・朝倉義景追撃時との共通点

無尽期由ニテ先以停止旨口遊云々、 間 衆 最初ハ堅固ニ相拘旨、 五百·三百被刎首、 《曲事旨厳重二被申間、 山中在々ニ漸々ワニノ口ヲノカレ、 不依男女老若、 五三日中ハ言語同断 俗在出家ヲ不云、 雖沙汰在之猛勢不叶由 乍不便山中衆へ討可被出 頸数二被討出間、 身ヲ隠ス処ニ、 浅間敷次第也、 也、 剰彼国 由 被申 順慶許 日々ニ 余二 牢 触 人

である。 老若男女・僧俗の区別なく無差別に殺戮され首を刎ねられているのと信長から徹底的な牢人衆の掃討指令が下され、山に逃れた住民が

茂有間敷候」という状況だった。 新庄郷は「色々在所尋廻候へ共、 モ無之」であった。九月九日時点にいたっても、 を住民に渡そうとしたが、 口庄十郷・坪江庄上郷の百姓の免除制札が交付されることになった。 (坪江庄下郷宛の制札は、 人茂郷人相ナヲラス候、 尋憲による助命嘆願により、 まだ作成されていなかった)翌日に制札 殊賀州路次ニテ陣取未候間、 両庄は「悉家ヤケ候故ニ、人在所ニー人 朱印銭を支払うことで九月三日に河 一人茂無之」、 細呂宜郷は「是又 河口庄十郷のうち 郷人ハー人

細呂宜郷には、反本願寺派の拠点真宗高田派熊坂専修寺があり、

本願寺派の住民までもが攻撃にさらされていたのである。か否かの明確な識別ができない中で、一揆に加担していなかった反とがわかる。つまり先の金龍氏の指摘のように、本願寺門末であるとがわかる。つまり先の金龍氏の指摘のように、本願寺門末である既にその門徒の還住を命じた菅屋長行の判物と信長の禁制が発給さ

以下の折紙を遣わした。その後、尋憲は奈良へ戻るにあたり、河口庄十郷寺庵百姓中宛に

今度河口庄十郷百姓等免除之事、南都。大乗院殿被仰出、信長中間で大乗に遭い役割の住民が被害に遭い殺戮されたのだった。 の小黒西光寺・堀江景忠とは異なり、弁明の機会さえ与えられなかった多数の住民が被害に遭い殺戮されたのだった。 が関寺ではあるまい。この折紙からも、反本願寺派・原本願寺派門徒を含む住民が戦禍を被っていたことが知られる。先の小黒西光寺・堀江景忠とは異なり、弁明の機会さえ与えられなかった多数の住民が被害に遭い殺戮されたのだった。

罪 ニテ五百・六百、後ニテ五百・千、 英俊は、 扨モ数万殺害ノ罪如何為之」と驚愕し、無差別殺戮を批判している。 11 六十人ツ、生捕テ刎首、 て、 、無き多数の住民が撫切されたと認識しているのである。 信長の越前再征の情報を伝え聞いた興福寺多聞院英俊は、 抑頼朝以来ハ不可在之歟、 信長の北陸平定 或ハ男女老若不論撫切、 (不正確で誇張された内容であるが)につ 此手ニテニ百・三百討捕、 希代ノ事也」と感嘆しつつも 一国大旨討殺了 五十人 コ、

外的措置としてとらえるべきであろう。 門徒とみなされ攻撃・殺戮されたことをみてきた。 壊滅させるという信長の基本姿勢の下で、多くの住民が敵=本願寺 みならず、その後の敵対勢力に対する姿勢でもあったのである。 対勢力の根絶であり、それは九ヵ条目に記されたように越前再征 差別殺戮が進行する中で、 この節では、 奪回した越前で、敵対・反抗勢力を赦さず徹底的に 前節で確認した小黒西光寺の赦免は、 信長の主眼は、 掃討戦による無 あくまで敵 例

ない。

五 殲滅戦実行の有無・成否とその効果

賀攻撃のように、成敗が直ちに殲滅戦に至らない事例もあった。そ 金森城攻撃の際にもみられた。 れは大吉寺殲滅がおこなわれた前年の元亀二年(一五七二)の小川城 が、播磨良紀氏が指摘するように元亀二年(一五七一)・天正元年 越 前再征以降、 の第一次・第二次長島攻撃や天正五年(一五七七)の雑 信長は敵対勢力の根絶を基本姿勢として示した

ちにされる。 川那辺秀政だった。 特に金森城は江南一揆の拠点であり、 城したが、信長は人質を差し出した城将の降伏を認め赦免している。 、きである。 ご城は織田勢の猛攻・包囲により、 両城の赦免は、 しかし、 その数日後の一二日には比叡山が焼討 この比叡山攻撃との関連性から捉える 城将は本願寺から派遣された それぞれ九月一日と三日に落

7月一八日に岐阜から出陣した信長は比叡山攻撃を主眼としてお

り、 条撃破を成功させるためには、 ·極力回避したかっただろう。 途中の敵方の城攻撃で兵の損耗や時間を費やすことは無駄とな 投入する兵力の集中を計らねばなら 敵対勢力を多方面に抱える中で、

ŋ

たが、体よく言いのがれをしている。 氏真から預かっていた茶湯道具を売り渡すよう信長に命じられてい 勢に攻撃され殿の林新次郎が討死する。 攻撃はしていない。この北伊勢からの帰陣途中に、 外御腹立」し、北畠具教を通じて従わねば成敗すると警告しつつも の出陣目的は桑名周辺の北伊勢平定であり、大湊の態度に対して「以 るが、大湊は容易に応じず遅々として進まなかった。この時の信長 第二次長島攻撃においても、 信長は南伊勢大湊の船の徴発を試み その上、当時大湊は、今川 信長は長島一揆

である。 る。 (一五七六) に北畠具教一族を謀殺することで反抗勢力を一掃したの 局、 と信長の次男を具房の養子にすることで和睦が成立していた。結 北畠具教・国司具房父子の頑強な抵抗にあい、大河内城の明け渡し なわれていた。しかし、大軍を擁しつつも、大河内城に拠る前国 既に南伊勢への織田勢の侵攻は、永禄一二年 軍事侵攻では南伊勢を完全に征圧することはできず、天正四年 (一五六九) におこ

信長にはなかったと判断されよう。 のは、天正三年(一五七五)以後である。 第二次長島攻撃時点では、 小島廣次氏の分析によれば、 非協力的な大湊を攻撃し征圧する余力は 大湊が信長の支配下に完全にはいる 南伊勢の状況を勘案すれば

は、本願寺・雑賀攻撃でも同様である。標となっていたが、殲滅・征圧が必ずしも成功してはいない。それ考えられた。しかし、南伊勢を支配する北畠氏は、当初から攻撃目が専念すべき殲滅・征圧対象となっていなかったことが要因として小川城・金森城や大湊への対応は、その時点で軍事作戦上、信長

を集中させることはできない。 を集中させることはできない。 を集中させることはできない。 を集中させることはできない。 を集中させることはできない。 を集中させることはできない。 を集中させることはできない。 を集中させることはできない。 を集中させることはできない。 を集中させることはできない。

望的な状況下で、孤立した城兵の殲滅が実行されている。の魚津城に対しても、それぞれ本国からの救援が望めないという絶滅戦が可能となったのである。武田方の岩村城・高天神城や上杉方多方面作戦を展開するなかで、圧倒的に優勢な状況下において殲

ことが紹介されている。 民が織田方の長島城普請に非協力的な態度を示し抵抗を続けていた 民が織田方の長島城普請に非協力的な態度を示し抵抗を続けていた

Uていた。 別刑に処せられている。また、大野郡では嶋田将監等が抗戦を継続別刑に処せられている。また、大野郡では嶋田将監等が抗戦を継続と、前田利家により千人ほどが生捕りにされ、磔・火焙・釜煎り越前でも一揆残党が不穏な動きをしており再征後の翌年五月に蜂

殲滅・殺戮後の抵抗・抗戦継続は、信長に反逆した部将の配下の

が

尼崎城・花隈城攻撃では、アピールの効果は全く確認で

城でも確認される。

尼崎城に移った。 で放火した。翌天正七年(一五七九)九月、村重は居城有岡城から 切殺し、堂塔・伽藍・仏像・経巻の全てを焼払い、須磨・一の谷ま が火した。翌天正七年(一五七九)九月、村重は居城有岡城から で放火した。翌天正七年(一五七九)九月、村重は居城有岡城から で放火した。翌天正七年(一五七九)九月、村重は居城有岡城から で放火した。翌天正七年(一五七九)九月、村重は居城有岡城から で放火した。翌天正七年(一五七九)九月、村重は居城有岡城から

有岡城は一一月に落城するが、交渉で助命条件とした尼崎・花隈城の引き渡しを村重が拒絶したため、翌月、人質として残された両城の引き渡しを村重が拒絶したため、翌月、人質として残された西城の引き渡しを村重が拒絶したため、翌月、人質として残された西域の引き渡しを村重が拒絶したため、翌月、人質として残された西域の引き渡しを村重が拒絶したため、翌月、人質とした尼崎・花隈

摂津西部の百姓の態度を硬化させたといえよう。 て両城の陥落は重要案件であったが、惨殺・殺戮がかえって城兵やめとして惨殺されたが、容易には降らなかったのである。信長にとっめとして惨殺されたが、容易には降らなかったのである。信長にとっ

重の一族・家臣の惨殺も同様なものとして言及している。 をアピール性のある戦法だったと指摘する。そして、信長による村の交戦における皆殺しの一例として提示している。そのうえで、殺の交戦における皆殺しの一例として提示している。そのうえで、殺のが目的ではなく、他の敵方の城を降参させるために有効ので、おいりにしたと最上義光宛書状で記した無差別殺戮を、大名同士を加入している。

うことはできまい。 うことはできまい。 うことはできまい。 うことはできまい。 うことはできまい。 うことはできまい。 うことはできまい。 うことはできまい。 うことはできまい。 こことにできまい。 こことにできまい。 において諸勢力が混在する中で領国拡大を の指摘のように、南奥州において諸勢力が混在する中で領国拡大を の指摘のように、南奥州において諸勢力が混在する中で領国拡大を の指摘のように、南奥州において諸勢力が混在する中で領国拡大を の指摘のように、南奥州において諸勢力が混在する中で領国拡大を の指摘のように、南奥州において諸勢力が混在する中で領国拡大を の指摘のように、中田正光氏は城跡踏査を踏まえたうえで、小手森城

には敵対者を屈服させる有効な手立にはならなかったのである。るように殲滅・殺戮で信長は鬱憤を散ずることはできたが、戦略的殲滅・殺戮が即効性をもったとはいいがたい。天野忠幸氏が指摘す越前や花隈城の事例からすれば、最終的に征圧に至ったものの、越

まとめ

も同様である。いた住民が、敵や一揆とみなされ殺戮された。後年の伊賀平定戦でいた住民が、敵や一揆とみなされ殺戮された。後年の伊賀平定戦で越前再征以前から、敵方が籠もったり逃げ込んだ場所に避難して

景健が赦免されず成敗されるなど、赦免・成敗の判断基準は不明確、いる。しかし、堀江景忠とほとんど差違のない動きをしていた朝倉、本寺小黒西光寺は赦免され、加賀・越前の諸侍の帰参が認められて、本願・は、岩村城と同じく当初より殲滅対象とされたのである。一方で越前は、信長が敵から奪回せねばならない標的でもあった。

であり、恣意的な対応がなされていた。

のである。 他の敵対勢力の動向次第では、殲滅遂行を断念せざるをえなかったた。圧倒的な兵力をもって殲滅対象を攻撃しても、相手の迎撃力やた。圧倒的な兵力をもって殲滅対象を攻撃しても、相手の迎撃力や

てもいえる。有効な戦略だったとはいえない。それは、高天神城城兵殲滅についや花隈城ではかえって敵対勢力の不信感・反発を増幅させていき、磯滅・殺戮は、威嚇としてある程度の効果はあったものの、越前

事を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている。
 事を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている。
 事を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている。
 事を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている。
 事を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている。
 事を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている。
 事を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている。
 事を油断無く行うようにと書かれた書状が送られている。

が行われた。 が行われた。 援軍が無く降伏が認められない中、高天神城城兵は三月二二日城

たのならば、家康自身の判断で敢行し続けただろう。あくまで、高城を次々と攻略したが、殲滅戦は行っていない。殲滅戦で効果があっ高天神城城兵を殲滅させた家康は、その後遠江・駿河の武田方の

落城する。 ており、 離反決意までの期間を考えれば、 る。二度目の指令が出された時は、上杉氏自体が滅亡の危機に瀕し はあるまい。小山城・田中城・持船城の城将の決断も同様である。 も義昌離反後に、家康との交戦・交渉を経て開城している。義昌の(®) すと提示した遠江の小山城は高天神城城兵殲滅後も持ちこたえてい 義昌の離反である。 織田勢は進撃した。 天神城での殲滅戦は信長の意向に従い行われたのだった。 (一五八二)二月三日の出撃から殆ど抵抗らしい抵抗を受けずに、 先述のように、 高天神城陥落の約一年後に武田氏は滅亡する。確かに天正一○年 義昌離反後に城兵が退城している。 落城は時間の問題だった。そして、本能寺の変の一日後に 信長は二度に渡り魚津城兵の殲滅指令を下してい 高天神城城将が降伏の条件としてともに明け渡 しかし、体勢を決したのは、 離反の理由は高天神城陥落だけで 駿河の田中城・持船城で 武田氏親族衆木曽

あり、 依令懇望、 「二之丸悉乗破、 佐々成政は魚津城を再度攻撃し四月以前に陥落させた。この時は、 からの降伏の申出を認め、 送遣候、然上、 越中平定を第一義とした成政にとって、 信長頓死後ほどなく上杉氏が魚津城を奪回したが、翌年になり 強引な攻城は極力避けたかったことは当然考えられよう。 魚津·小出両城請取、 上杉景勝とは敵対関係にありながら、 一国属平均」となった。 裸城付而城中及難儀、 城将須田満親を助命し船で送っている。 彼城主須田相模命を助、舟手を以 小出両城共可明渡之旨、 成政は、 兵力の温存は重要案件で 落城寸前の魚津城 その有力部将須 種

ある。といた越中の有澤図書助の子息が捕らわれているので上杉方に属していた越中の有澤図書助の子息が捕らわれているので出満親を助命しわざわざ船で送ったことに注目したい。開城時には

自身では効果がないと判断したのである。配下の部将として信長の意向・指令に従い殲滅戦を行ったものの、効果があれば実行したはずである。成政も家康同様にあくまで信長城兵の殲滅を行えた状況下で、あえて避けたとみるべきであろう。

の主目的だったと結論づけられる。結局、殲滅・殺戮は、有効な戦略というよりは、それ自体が信長

註

- (1) 見瀬和雄「棚木合戦と前田利家―越前小丸城出土文字瓦の理解をめぐって―」(『市史かなざわ』五号、一九九九年)、谷口克広『織田信長の中央公論社、二〇〇二年)二九〜三〇・八一・一一三・二七八頁、同「織田信長』(吉川弘文館、二〇一二年)二九〜三〇・八一・一一三・二七八頁、同「織田信長』(吉川弘文館、二〇一二年)二九〜三〇・八一・一三・二七八頁、同「織田信長」(吉川弘文館、二〇一二年)など。
- 子家文書」四号(『福井県史』資料編三、以下『福井』と略す)。(2)『新修七尾市史』三武士編、四三号(以下『七尾』と略す)、「佐野てる
- 一向一揆』吉川弘文館、二〇一〇年)。(3)播磨良紀「織田信長の長島一向一揆攻めと「根切」」(『戦国期の真宗と
- 信長文書の研究』八五二号(以下『信長文書』と略す)。(4)『愛知県史』資料編一一、一〇四一号(以下『愛知』と略す)、『増訂織田

- 「小川文書」二号(『福井』二)。 倉始末記」(『蓮如 一向一揆(続・日本仏教の思想 四)』岩波書店、一九七二年)、(5)『信長公記』巻六、「享録以来年代記」(『続群書類従』二九下)、『当代記』、「朝
- (6) 『金沢市史』資料編二、五六〇号(以下『金沢』と略す)。
- (7)「本願寺文書」二号(『福井』二)。
- (8) 『金沢』五八五·六二一号。
- 一○一~一○二·一四九頁。(9) 辻川達夫『織田信長と越前一向一揆』(誠文堂新光社、一九八九年)
- 10 註 (7)。
- (11) 小川文書二号(『福井』二)。
- (12)「朝倉始末記」、『信長公記』巻七。
- 一二○、五三五頁)。一二○、五三五頁)。一二○、五三五頁)。
- (4)「朝倉始末記」。
- 井』四)、『信長公記』巻七、「朝倉氏末記」。(15)「山本重信家文書」一一号(『福井』五)、「滝谷寺文書」一三七・一四〇号(『福
- (16)「興敬寺文書」(『大日本史料』一〇一二三、九頁)。
- 氏と越前」(『若越郷土研究』四〇巻三号、一九九五年)。(17)「根尾宗四郎氏所蔵文書」二号(『福井』二)、佐藤圭「信長時代の徳山
- (18) 『愛知』一〇五六号、「勝授寺文書」二七号(『福井』四)。
- 捕也」と城兵の殲滅を聞いている(『兼見卿記』天正三年一一月二七日条)。(9)『愛知』一一四〇号。吉田兼見も信長家臣長岡藤孝から「籠城之者悉被討
- 書』五一八号と『信濃史料』一四巻、一○七頁では「可攻殺覚悟ニ候所赦線筆者、『愛知』一一一一号)と書いている。なお、傍線部分を『信長文要害、従甲州相抱候条取巻候、種々雖令懇望、可攻殺覚悟ニ候、不赦候」(傍(2)) 天正三年六月一三日付上杉謙信宛書状で信長は「次信・濃堺目岩村と申

- 一四八八「編年文書」)のマイクロフィルム複写で文字を確認した。候」と翻刻している。そこで、米沢市立図書館所蔵の同史料(『上杉文書』
- (21) 『信長文書』 五三三号。
- (22) 『信長文書』 五三五号。
- (23)「称名寺文書」一:二号(『福井』四)。
- ゝら。(24)『信長公記』巻八では、既に死んでいる富田長繁が越前再征に参陣して
- いる。
- (25)「法雲寺文書」二九号(『福井』五)。
- (26)「滝谷寺文書」一三七・一四○号(『福井』四)、「朝倉始末記」。
- (27)「朝倉始末記」。
- (28)「朝倉始末記」。
- (2) 『信長文書』巻八。本願寺末寺円宮寺は、当初一揆と敵対し「法敵」と(2) 『信長文書』巻八。本願寺末寺円宮寺は、当初一揆と敵対し続け越前本願寺政権に服とている(「山本重信家文書」十二号『福井』四、松原信之「一向一揆中料断簡文書の発見について」(『若越郷土研究』一三巻六号、一九六九年)。小黒西光寺は、一揆と敵対し「法敵」と(2) 『信長文書』巻八。本願寺末寺円宮寺は、当初一揆と敵対し「法敵」と
- (30)「滝谷寺文書」一四二号(『福井』四)、『信長公記』巻八、「朝倉始末記」。
- (31) 『愛知』八五五・一〇〇五・一〇〇七号。
- (32) 『信長文書』 一八四号。
- (3) 『信長文書』 五三三号。 若林長門はその後も生き延び、天正八年(一五八○)
- 一月に柴田勝家の調略で殺害されている(『信長公記』巻一三)。
- 谷口前掲著書一四三~一四四頁。(34)『信長文書』五三八号、『金沢』六二一号、『信長公記』巻八、註(1)
- 小山田信茂の動向はほぼ同じであるが、前者は赦免され、後者は成敗され(35)『信長公記』巻八、関連し、朝倉氏滅亡時の朝倉景鏡と武田氏滅亡時の

- ている。
- (36)「橘栄一郎家文書」一〇·一一·七六号(『福井』三)。
- (37)金龍静『一向一揆論』(吉川弘文館、二○○四年)第六章
- (「山田竜治家文書」『福井』三)。(38)「越前国相越記」八月二九日・九月一日・九月三日条、以下「越前」と略す。
- (39) 『蓮成院記録』三。
- (4) 「越前」九月二日・九月三日・九月四日・九月九日条
- (4)「法雲寺文書」三三・三四号(『福井』五)。
- (42)「越前」九月一一日条。
- (43) 『多聞院日記』天正三年九月三日条。
- (4) 註(3)播磨前揭論文。
- (46)『三重県史』資料編近世一、四六~六四号、 以下『三重』と略す。
- (47) 『信長公記』巻二、「朝倉始末記」・『三重』 一七~二六号
- (4) 小島廣次「伊勢大湊と織田政権」(『日本歴史』三七二号、一九七九年、(4) 小島廣次「伊勢大湊と織田政権」(『日本歴史』三七二号、一九七九年、
- 国鉄砲・傭兵隊』(平凡社、二〇〇四年)一一四~一二八頁。同『信長と将軍義昭』(中央公論新社、二〇一四年)四九~五七頁、鈴木眞哉『戦紀、『和歌山市史』第一巻、九八五頁、註(1)谷口前掲著書一五二~一六六頁、
- キザハン。(20)『信長公記』巻八・一四・『七尾』五四号、「佐野てる子家文書」四号(『福
- (51) 藤木久志 『日本の歴史一五巻 織田・豊臣政権』 (小学館、一九七五年)

- 曷侖文。 五六~五七頁、註(37)金龍前掲著書二九一~二九二頁、註(3)播磨前
- 名寺文書」九号(『福井』七)、小丸城跡出土瓦(味真野史跡保存会所蔵)。(52)「称名寺文書」二号(『福井』四)、「法雲寺文書」四〇号(『福井』五)、「稱
- (5) 『信長公記』巻一一・一二、「乃美文書」一〇一号(『新熊本市史』史料編二)。 大野忠幸氏は、村重の移動の理由を、単身で逃亡するためではなく、毛利氏や雑賀衆の援軍を得て劣勢な戦況を立て直すためであったと考証している。(天野忠幸「荒木村重の戦いと尼崎城」尼崎市立地域研究史料館紀要『地る。(天野忠幸「荒木村重の戦いと尼崎城」尼崎市立地域研究史料館紀要『地る。(天野忠幸「荒木村重の戦いと尼崎城」尼崎市立地域研究史料館紀要『地る。(天野忠幸氏は、村重の移動の理由を、単身で逃亡するためではなく、毛利天野忠幸氏は、村重の実像』洋泉社、二〇一四年)。
- 禄以来年代記」。 一二月一四日·一二月一六日条、『多聞院日記』天正七年一二月一四日条、「享一二月一四日·一二月一六日条、『多聞院日記』天正七年一二月一二日・一二月一三日·
- 研究』清文堂、二○一五年)。 二○一一年)、同「荒木村重の摂津支配と謀反」(『増補版 戦国期三好政権の四、一九九九年)、同「荒木村重と織田政権」(『地域研究いたみ』四○号、四、一九九九年)、同「荒木村重と織田政権」(『地域研究により、正のので、) (「等内町研究』) (「等内町研究』) (「等内町研究』) (「第一年)) (「・日本)) (
- 木村重史料(伊丹資料叢書四)』七荒木村重関係後代記録)、『三重』二○○号。(「5)「香川文書」一○号(『広島県史』古代中世資料編五)、「池田家履歴略記」(『荒
- (58) 『信長文書』八五二号・八五三号[参考]史料。
- 忠幸氏は、村重の反乱から花隈城落城までの摂津における反信長の戦いをともに退城している。(『萩藩閥閲録』二巻、三九桂善左衛門二二号)天野(5)) この間花隈城主で村重一族の荒木元清は、毛利氏の有力部将乃美宗勝と

支配と謀反」)。

支配と謀反」)。

支配と謀反」)。

- (60)神田千里『戦争の日本史一四 一向一揆と石山合戦』(吉川弘文館、に加わった百姓が真っ先に村重を見限ったであろう。 に加わった百姓が真っ先に村重を見限ったであろう。
- 戦闘部隊』(洋泉社、二○一三年)九二~一○一頁。(61) 註(56)天野前掲論文「荒木村重と織田政権」、中田正光『伊達政宗の
- (62) 越前再征時に本願寺門徒は成敗対象とされたが、その後高田派門徒になとの通達を出している。(「ศ名寺文書」七・八号『福井』七)、根切対象だった本願寺に対しては、鬱憤を散ずることすらできず、天正四年(一五七六)

への疑念が払拭されることはなかったのである。
一一三一・一一四一号、『七尾』四五号)度重なる殲滅・殺戮により、信長長のやり方は信用できないと胸中を打ち明けている。(『上越市史』別編一、愚入事者可得其意候」と自分が切腹することで、家臣の助命も考えたが、信愚入事者可得其意候」と自分が切腹することで、家臣の助命も考えたが、信

- 一三七〇・一三七六号。(6)『家忠日記』天正九年正月三日条、『信長公記』巻一四、『静岡県史』資料編八、(6)『家忠日記』天正九年正月三日条、『信長公記』巻一四、『静岡県史』資料編八、
- (65)『家忠日記』天正九年三月二二日·三月二三日条。
- 月二〇日·二月二九日条、『三河物語』、『寛永諸家系図伝』三枝部氏、『寛(66)『信長公記』巻一五、『家忠日記』天正一〇年二月六日·二月一七日·二
- 政重修諸家譜』三五六十〇四八。
- (68)『上越市史』別編二二四二四二四二八二四四〇二七一九二七二五二七九三(67)「佐野てる子家文書」四号(『福井』三)。

号

- 一九九七年)五二~五七頁。 (69) 藤本政行『逆転の日本史[戦国合戦、本当はこうだった]』(洋泉社:
- (70) 『上越市史』 別編二、二七二五号。

訂正

○30頁上段13行目 「一日前」を「一日後」に訂正PDF版の公開に際し、以下のように本文を訂正した。(二○一七年九月一日